旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引制度における精神障害者保健福祉手帳への記載内容の訂正について

令和7年2月28日までに発行された精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、更新、住所変更等の手続きを行った方、市町村窓口に申出のあった方につきましては、手帳の備考欄に「旅客運賃減額 第 種」と記載しておりましたが、割引を受けるには「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第 種」の記載が必要となります。

以下に該当する方で、割引の適用を御希望の場合は、お手数をお掛けしますが、お住まいの市町村窓口にて訂正手続きをしていただくようお願いいたします。

1.訂正の対象となる方

- (1) 備考欄に「旅客運賃減額 第 種」のみ記載がある方
- (2)ゴム印以外(手書き、シール等)により「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第 種」の記載を受けた方

2.訂正後の記載

- 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第 種」と記載されている。
- ・記載がゴム印以外(手書き、シール等)の場合は、市町村等受付印が押印されている。

【記載例】



【問合せ先】

秋田県健康福祉部障害福祉課

調整・障害福祉チーム TEL: 018-860-1331

E-mail: shoufuku@pref.akita.lg.jp